

居宅介護支援重要事項説明書

< 令和6年 6月 1日 現在 >

1 居宅サービスについての相談窓口

TEL 0495-25-3405 (午前9時～午後6時まで)

FAX 0495-25-7171

担当

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 居宅介護支援事業所(名称)の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	トマト村
所在地	埼玉県本庄市早稲田の杜五丁目14番8号
介護保険指定番号	居宅介護支援 (埼玉県1174300028号)
* サービスを提供する地域	本庄市、上里町、美里町、神川町(旧神泉村は除く)、深谷市の一部(旧岡部町)

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	主任介護支援専門員	1名		1名
介護支援専門員	介護福祉士	2名	1名	3名(管理者含む)
	主任介護支援専門員	2名		2名(管理者含む)

(3) 営業時間

平日	午前9時～午後6時
土・祭日	午前9時～午後6時

* 緊急連絡電話 0495-25-3400 * 日曜休日

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- (1) 申し込み
- (2) 契約書の締結
- (3) 訪問調査
- (4) ケアプラン作成
- (5) 同意書の提出
- (6) サービス機関との連絡調整
- (7) サービスの利用

指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者およびその家族は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

4 利用料金

- (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日 市の窓口提出しますと、全額払戻を受けられます。

(要介護1～要介護2) 10,860円

(要介護3～要介護5) 14,110円

*以下に掲げるいずれかに該当した場合、初回加算として3,000円が上記金額に加算されますが全額保険給付されるので自己負担はありません。

①新規に居宅介護を利用し、計画を作成した場合

②要支援者が要介護認定を受けた時に居宅介護を利用し、計画を作成した場合

③要介護状態区分が2段階以上変更となった時に居宅介護を利用し、計画を作成した場合

*病院もしくは診療所への入院期間または地域密着型介護老人福祉施設もしくは介護保険施設への入所期間を経た後の退院または退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設の職員と面談を行い、情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合は、退院・退所加算として、入院または入所期間中につき連携回数に応じ(1回を限度)、4,500円～9,000円が加算されますが全額保険給付されるので自己負担はありません。

*その他利用料として、以下の金額が加算される場合がありますが、全額保険給付されるので自己負担はありません。詳しくは職員にお尋ねください。

①入院時情報連携加算(Ⅰ)・・・1月あたり2,500円(入院当日に情報提供の場合)

②入院時情報連携加算(Ⅱ)・・・2,000円(入院後3日以内に情報提供の場合)

③通院時情報連携加算・・・1月あたり500円

④緊急時等居宅カンファレンス加算・・・1月あたり2,000円

⑤ターミナルケアマネジメント加算・・・1月あたり4,000円

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

①通常の事業の実地地域を越えた地点から、片道10km未満 500円

②通常の事業の実地地域を超えた地点から、片道10km以上 1,000円

(3) 解約料

[請求しない場合]

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

[請求する場合]

お客さまのご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の	要介護1～2	10,860	円
作成段階途中で解約した場合	要介護3～5	14,110	円
保険者(区市町村)への 居宅サービス計画の届出が終了後 に解約した場合	料金は一切かかりません		

(4) その他の料金

5 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

可能な限り、ご利用される方の希望に沿った上で、在宅での生活が快適に送れるよう
また、生活の質が向上するよう支援します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ・ケアプラン作成
- ・継続管理および再評価
- ・苦情処理

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出下さい
調査（課題把握）の方法	—	独自様式
介護支援専門員への研修の実施	○	計画的に研修を実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客さまのご都合により 解約した場合の解約料	○	前記4の（3）参照
その他		

6 緊急時等の対応

事業者及び事業者の使用する者は、現に居宅介護支援(ケアマネジメント)の提供を行っている
ときに、利用者の病状の急変、突発的事故その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機
関へ連絡する等の措置を講じるとともに、サービス提供責任者または管理者に速やかに報告し
ます。

7 秘密保持

事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関
する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

8 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、
従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を管理者とします。

9 業務継続に向けた取組

事業者は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる
体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の作成、研修の実施、訓練の実施等を行
います。

10 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

11 サービス内容に関する苦情・ハラスメント処理

(1) 当社お客さま相談・苦情担当

当社が提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者又はご家族からの相談・苦情・ハラスメント問題に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとします。

TEL 0495-25-3405

FAX 0495-25-7171

(2) その他

当社以外に、下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

① 本庄市役所

担当 介護保険課 電話 0495-25-1719

② 埼玉県国民健康保険団体連合会

担当 介護保険課苦情対応係 電話 048-824-2568

③ 美里町役場

担当 介護保険課介護高齢者係 電話 0495-76-5132

④ 岡部総合支所

担当 岡部市民生活課 電話 048-585-2214

⑤ 神川町役場

担当 保険健康課 電話 0495-77-2113

⑥ 上里町役場

担当 高齢者いきいき課 電話 0495-35-1243

⑨ 葛飾区役所

担当 福祉部介護保険課 電話 03-3695-1111

12 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 宥和
代表者役職・氏名	理事長 高橋 誠一
所在地	埼玉県本庄市早稲地の杜五丁目14番8号
電話番号	0495-25-3400
FAX番号	0495-25-7171
併設施設	特別養護老人ホーム トマト村 短期入所生活介護 トマト村 在宅介護支援センター トマト村 ケアハウス トマト村（特定施設入居者生活介護） グループホーム トマト村 ケアハウス グリーンピース（地域密着型特定施設入居者生活介護）